

公益財団法人 日本ライフセービング協会

選手選考委員会運営規程

(目的)

第1条 本規程は、公益財団法人日本ライフセービング協会（以下「本協会」という）の基本規程第2章第5節事業本部、専門委員会及び専門室に定められた規定に基づいて設置された、選手選考委員会（以下「委員会」という）について必要な事項を定めることにより、選手選考に関しその公正、適正をはかることを目的とする。

(委員)

第2条 委員長には、担当理事が就任し、理事会の承認により、理事長が委嘱する。

2 選考委員は、以下のものの中から委員長が選任し、理事会の承認により、理事長が委嘱する。ただし、委嘱された委員は非公開とする。

- (1) 本協会専門委員
- (2) ハイパフォーマンスチームスタッフ
- (3) 学識経験者

(委員会)

第3条 委員会は、委員長が招集し、委員の3分の2以上の出席を持って成立する。

- 2 議長は委員長とする。
- 3 審議事項は出席した委員の過半数の同意をもって決定し、可否同数の場合は議長が決する。
- 4 事務局長は、会議に出席して意見を述べることができる。
- 5 委員会または委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見又は説明を聴くことができる。
- 6 委員会は、原則として非公開とする。

(審議事項)

第4条 強化指定選手の決定は、選手選考委員会が選任し、承認する。

- 2 日本代表選手の決定は、日本代表監督の選任した選手を選手選考委員会により審議し、承認する。
- 3 前項以外による審議事項は、選手選考委員会が選任および審議し、承認する。

(選考基準の開示)

第5条 選考基準は、ハイパフォーマンスチーム及び日本代表の編成方針に従い、スポーツ育成委員会または日本代表監督より事前に広く開示することとする。

(選考理由の説明)

第6条 委員会が選考した強化指定選手の選考結果に対する説明要求は、選手を推薦した所属クラブを通して委員会が受け付けるものとする。

- 2 日本代表監督が選任した日本代表選手の選考結果に対する説明要求は、選手を推薦した所属クラブを通じて日本代表監督が受け付けるものとする。

(不服申し立て)

第7条 本委員会の選手選考決定に対する不服申し立ては、日本スポーツ仲裁機構「スポーツ仲裁規則」に従ってなされる仲裁により解決されるものとする。

(守秘義務)

第8条 委員は、委員会の審議において知った秘密を他に漏らしてはならない。

(改 廃)

第9条 本規程の改廃は、理事会の決議を経てこれを行う。

附 則

本規程は2020年3月14日から施行する。

改正(第2号)は2023年3月20日から施行する。

改正(第3号)は2025年3月14日から施行する。